特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 13 | 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、母子保健法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 母子保健法に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑤母子健康手帳の交付⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑧未熟児の訪問指導の実施 ③養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給、費用の徴収⑩母子保健包括支援センターの事業の実施 | | | | |
| ③システムの名称 | 健康管理システム | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システム

3. 個人番号の利用

| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表70の項 |
|---------------|----------------------------|
| 法市工の依拠 | 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条 |

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定 |
|---------|--|
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表70の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表70の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表95,96の項 |

5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | 生活福祉部保健医療課 |
|----------|------------|
| ②所属長の役職名 | 課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| 請求先 | 庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1155 |
|-----|--|
|-----|--|

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | | | | |
|--|-----------|--|--|--|--|
| 庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1155 | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した | | | | |
| 適用した理由 | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|----------|-------------------|--------------|------|---|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | 未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| | いつ時点の計数か | 令和7: | 令和7年2月12日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和7年2月12日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

| しきい値判断結果 | |
|----------|-------------------|
| | 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|--|---------------|---------|--|--|--|
| <選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネットワークシス | ステムを通じた | : 入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | [0]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [|] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 坛(委託や情報提供ネットワ | ークシステムを | 通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [|] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 第 3 |
|-------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 個人情報を取り扱う際には係内職員でダブルチェックを必ず行うようにしている。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・ | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いとま | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えら れる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 係内会議等で個人情報の取り扱いについて職員で共有し気をつけるようにしている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|------------------------|---------------|------|--|
| 平成29年2月28日 | I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称 | 総合行政情報システム(母子予防接種システム) | 健康かるてV7 | 事後 | システム変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署 | 保健医療課 | 生活福祉部保健医療課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 庄原市総務課 | 庄原市総務部総務課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先 | 庄原市保健医療課 | 庄原市生活福祉部保健医療課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | II しきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か | 平成27年1月1日時点 | 平成28年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成29年2月28日 | IIしきい値判断項目 2取扱 者数いつの時点の計数か | 平成27年1月1日時点 | 平成28年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成29年4月27日 | I -5-②所属長 | 保健医療課長 荘川 隆則 | 保健医療課長 岡本 貢 | 事後 | 所属長変更における修正 |
| 平成30年1月24日 | II しきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か | 平成28年3月31日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成30年1月24日 | IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か | 平成28年3月31日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | I−5−②所属長の役職名 | 保健医療課長 岡本 貢 | 課長 | 事後 | 様式変更における修正 |
| 平成31年2月8日 | II しきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成31年2月8日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | IIしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成31年2月8日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | Ⅳリスク対策 | _ | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|------------|
| 令和1年12月11日 | I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要 | 導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の金との勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給行又は養育医療に要する費 | 健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 | 事後 | 事務の追加 |
| 令和1年12月11日 | I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法別表一の主務省令で定める事務を定め | 番号法第9条第1項 別表第一49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第40条 | 事後 | 表記の統一 |
| 令和1年12月11日 | I関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2項番70 | 番号法第19条第7号 別表第二26、56の2、69の2、70及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条、第30条、第38条 の3、第39条及び第44条 | 事後 | 根拠の追加 |
| 令和1年12月11日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年2月8日時点 | 令和1年12月11日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|---------------------|
| 令和1年12月11日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者 数 いつ時点の計数か | 平成31年2月8日時点 | 令和1年12月11日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 令和1年12月11日 | I関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称 | 健康かるてV7 | 健康管理システム | 事後 | システム変更における修正 |
| 令和1年12月11日 | I関連情報 2.特定個人情報 ファイル名 | 総合行政情報システム(母子予防接種システム) | 健康管理システム | 事後 | システム変更における修正 |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | の2、70及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 | 番号法第19条第8号 別表第二26、56の2、69 の2、70及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条、第30条、第38条 の3、第39条及び第44条 | 事後 | 法令改正に伴う変更 |
| 令和7年3月27日 | I−3個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第40条 | 番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第40条 | 事後 | 法令改正に伴う変更 |
| 令和7年3月27日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二26、56の2、69 の2、70及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19条、第30条、第38条 の3、第39条及び第44条 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表70の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2 条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表70の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2 条の表95,96の項 | 事後 | 法令改正に伴う変更 |
| 令和7年3月27日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先 | 庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1 号 Tel0824-73-1111 | 庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10 番1号 0824-73-1155 | 事後 | 請求先を担当課に統一することによる変更 |
| 令和7年3月27日 | II しきい値判断項目 1.対象 人数いつ時点の計数か | 令和1年12月11日時点 | 令和7年2月12日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 令和7年3月27日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数いつの時点の計数か | 令和1年12月11日時点 | 令和7年2月12日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------|--------|--|------|--|
| 令和7年3月27日 | ■ Ⅳリスク対策 | | 項目の追加(8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策) | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため |